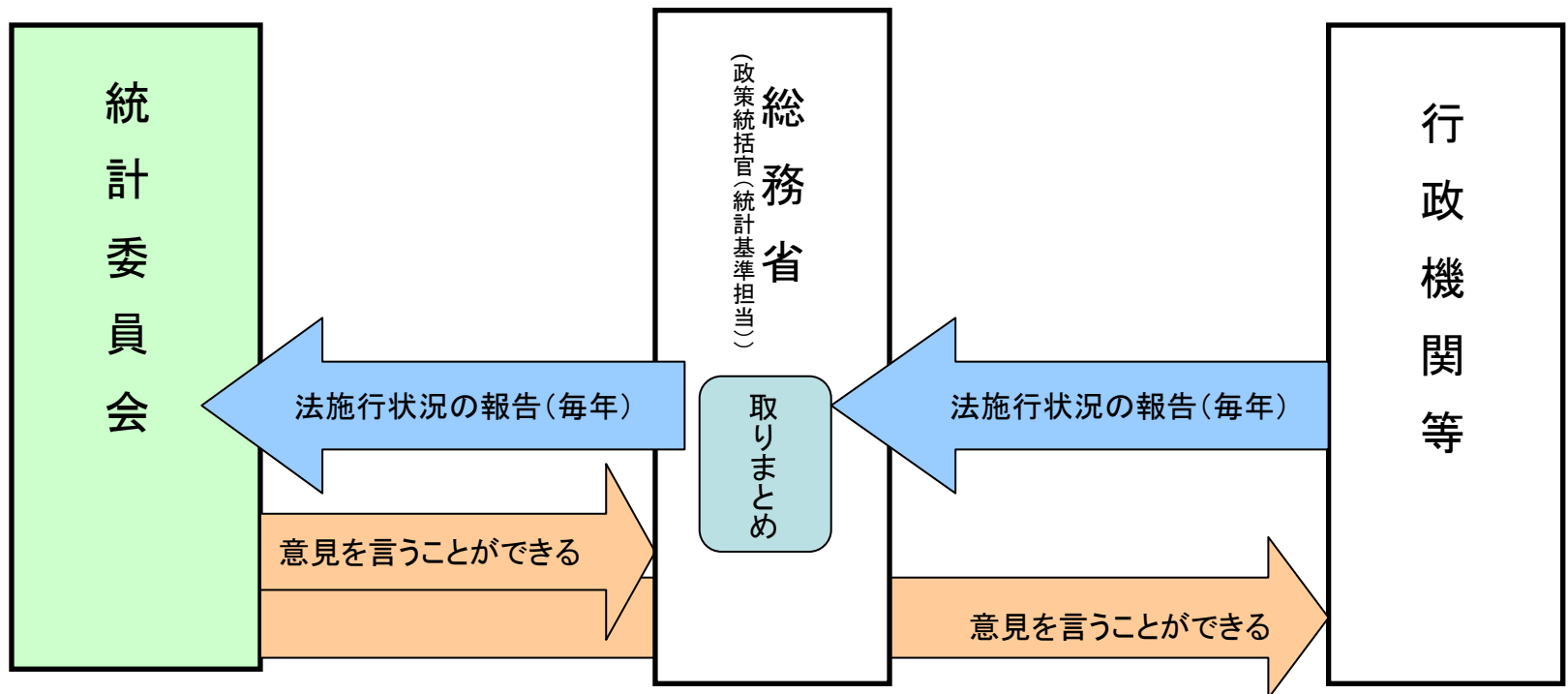


基本計画のフォローアップの仕組み（統計法第55条関係）



- 総務大臣は、行政機関の長等に対し、統計法の施行の状況について報告を求めることができる
 - ＜例示＞ ・ 基本計画の進捗状況
 - ・ 二次利用の提供状況 など
- 総務大臣は、毎年度、上記の報告を取りまとめ、概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならない
- 統計委員会は、報告があったときには、統計法の施行に関し、総務大臣や行政機関の長等に対し、意見を述べるることができる